

## 4 抜け駆け出願の事例

韓国、台湾及び中国での商標権をめぐることは、日本の地名や地域ブランド、日本企業が保有する著名な商標や著作物などについて、全く関係のない第三者によって商標出願される、いわゆる「冒認出願」といわれる事例が急増しています。

日本貿易振興機構（JETRO）が実施した調査（平成23年5月）によると、中国において27都道府県、3政令指定都市の名称について抜け駆け商標出願が確認されており、そのうち24府県と2政令指定都市名については、既に一部の出願が審査を経て登録されていることが確認されています。

なお、各種事例については、以下のウェブページに掲載されています。

日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ

「中国における日本の地名等に関する商標登録出願について」

[http://www.jetro-pkip.org/html/zt\\_16\\_page\\_1.html](http://www.jetro-pkip.org/html/zt_16_page_1.html)

「中国商標権冒認出願判例・事例集」

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2009051948891001.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009051948891001.pdf)

「韓国の知的財産権侵害判例・事例集」

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>

特許庁ホームページ

「中国の知的財産権侵害判例・事例集」

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

「台湾特許商標関連判例集」

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

中国で事業展開する企業が無用なトラブルに巻き込まれることがないように、長崎県は、平成20年10月に「長崎」を、魚介類、茶、菓子、しょうゆ、日本酒などの指定商品について商標出願し、平成21年11月に「中国において公衆によく知られている外国地名であるため登録できない」との理由により拒絶査定となったものの、本査定により、「長崎」は誰も商標登録ができないということを広く知らしめることができました。

一方、韓国では、平成19年10月に「長崎ちゃんぽん 나가사끼 짜뽕 장기ちゃんぽん」が抜け駆け出願されましたが、この出願については、韓国特許庁が、審査の結果、商品識別力がないこと（韓国商標法第6条第1項第7号）及び消費者

に商品の品質を誤認・混同させる虞があること(韓国商標法第7条第1項第1号)を理由に、権利を付与しない決定を下しました。

しかし、平成24年3月、今度は「長崎」の発音に近い「나가사끼」(ながさっき)と「ちゃんぽん」を意味する「짬뽕」を組み合わせた商標が韓国で抜け駆け出願されていることが判明しました。

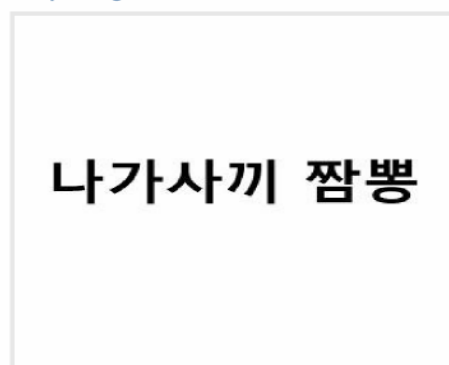
そこで県では、韓国特許庁に対し、韓国で異議申し立てに準じる行為である「情報提供」の手続を行いました。

その結果、顕著な地理的名称であること(韓国商標法第6条第1項第4号)及び商品識別力がないこと(韓国商標法第6条第1項第7号)を理由に拒絶決定が行われました。

#### Document Details

Name	Korea : 나가사끼 짬뽕 English :
Classification	30류(9Ed.)
Kind	국내상표 한글상표 일반
Application No(Date)	4020110066620(2011.11.26)
Registration No(Date)	
Publication Number (date)	
Application Number (date)	
Related Application No.	
Priority No.(Date)	
Retroacted Section(Date)	(2011.11.26)
FinalDisposal of an Application(Date)	Decision of Refusal (General)(2013.01.29)
Trial Info	
Registration Status	Rejected

#### Sample image



#### Applicant

No.	Name(Code)	Address	Country
1	KIM, JONG SUB (420020208413)	대구광역시 남구...	KR

#### Agent

No.	Name(Code)	Address	Country

#### Vienna Code

No.	Vienna Code	Content

#### Legal Status

No.	Document	Receipt/Dispatched Date	Status	Receipt/Dispatched Number
1	[상표등록출원][상표]상표등록출원서 ([Trademark Registration Application][Trademark] Application for Trademark Registration)	2011.11.26	수리 (Acceptance)	112011093857446
2	[출원에 대한 정보(상표)]정보제출서	2012.08.02	수리 (Acceptance)	112012061873282
3	의견제출통지서 (Notification of reason for refusal)	2012.10.16	발송처리완료 (Dispatched)	952012061621117
4	정보제공에대한처리결과통지서	2012.10.16	발송처리완료 (Dispatched)	952012061621443
5	거절결정서 (Decision to Refuse a Patent)	2013.01.29	발송처리완료 (Dispatched)	952013006417356

1	[商標登録出願][商標]商標登録出願書	2011. 11. 26	受理
2	[出願に対する情報(商標)]情報提出	2012. 08. 02	受理
3	意見提出通知書	2012. 10. 16	発送処理完了
4	情報提供の処理結果通知書	2012. 10. 16	発送処理完了
5	拒絶決定書	2013. 01. 29	発送処理完了